

(仮称)大阪府における議会関係ハラスメントを根絶するための条例案について【概要】

大阪維新の会大阪府議会議員団

## 1. 条例化する目的

第5次男女共同参画基本計画において、「政治分野における男女共同参画の推進は、政治に多様な民意を反映させる観点から極めて重要である」とされている。この理念の下に諸外国では政治分野における女性の参画が進んでいるが、わが国では未だ議会の場に女性の姿は少なく、諸外国との格差は広がるばかりである。

そこで、このような現状を打破するために、平成 30 年に男女の公職の候補者の数ができる限り均等となることを目指し「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定された。

令和3年6月には、改正事項の一つとして、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、研修の実施や相談体制の整備等の施策を講ずることが、国及び地方公共団体に義務付けられた。

また、国の実態調査において、女性の政治家を増やすために有効な取組として、「政策立案に関する研修」や「選挙のノウハウの研修」等に次いで、「ハラスメント対策」が挙げられている。

同調査では、実際に、立候補準備中に、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、全体で 61.8%がハラスメント行為を受けたと回答しており、ハラスメントをなくすための有効な取組としては、「選挙管理事務局、政党、議会事務局等での相談窓口の設置」が最も多かった。

これらは、様々な形のハラスメント行為が、公平な政治参画への機会を阻害している実態を示しており、地方議会の議員及び候補者等に関するハラスメントの根絶は、政治に多様な民意を反映させる観点から地方議会にとって喫緊の課題であり、令和5年の統一地方選に向けて早期の環境整備が必要である。

議会から率先してハラスメントを根絶することは、ひいては、社会全体のハラスメントを根絶することに繋がることに寄与する。

よって、必要な事項を定めるために本条例を制定する。

## 2. 条例に盛り込もうとする事項

各種ハラスメント(セクハラ、マタハラ、パワハラ等)を根絶するために以下の事項を定める。

- ① 府議会議員等及び府民の責務を規定  
(府議会議員等の言動の自律及びハラスメント根絶への率先した取組、府民の協力義務)
- ② ハラスメント防止のための議長による啓発、研修等の実施
- ③ ハラスメントを受けた場合の弁護士等による相談体制の整備及び相談事案への調査、必要な助言等
- ④ 議長による被害防止措置等
- ⑤ 市町村議会との連携(研修の実施等)
- ⑥ 市町村議員及び市町村議会からの相談事案への対応(調査、助言等) など

## 3. 施行時期

令和5年4月1日 (理由:相談体制の整備等の準備期間を考慮)

## 4. 参考資料

別添のとおり

## (仮)大阪府における議会関係ハラスメントを根絶するための条例案【骨子】

### 第1条 目的

大阪府内全ての地方議会に関する議員によるハラスメント又は議員若しくは議員となろうとする者に対するハラスメントを根絶するため必要な事項を定めるもの

### 第2条 定義

「ハラスメント」とは、以下に掲げるものをいう。

- ① パワハラ②セクハラ③マタハラ④その他の嫌がらせとなる言動

### 第3条 府議会議員等の責務

- 1 府議会議員及び府議会議員になろうとする者は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つける行為であることを自覚し、政治活動等における自らの言動を厳しく律しなければならないものとする。
- 2 府議会議員及び府議会議員になろうとする者は、率先して大阪府議会からハラスメントを根絶するよう取り組むものとする。
- 3 府議会議員は、何人に対しても前2項の規定に準じた行動に努めるものとする。
- 4 府民は、本府の地方議会に関するハラスメントの根絶に協力するよう努めるものとする。

### 第4条 啓発、研修の実施等

- 1 府民への啓発及び府議会議員、府議会議員を補助する者等に対する研修の実施
- 2 ハラスメントに該当する事案の実態調査その他ハラスメントに関する必要な取組の推進

### 第5条 相談体制の整備

- 1 弁護士その他ハラスメント事案に関する専門的な知識を有する者への相談員の委嘱
- 2 申立人(府議会議員若しくは府議会議員になろうとする者又はこれらの者の補助者に対するハラスメントについて被害を申し立てたもの)は、相談員に対し、被害防止措置その他当該ハラスメントに関する相談を行うことができる。

### 第6条 相談事案への対応

- 1 相談員による申立人及び被申立人その他関係者からの聞き取り等の調査
- 2 被害防止措置が必要と相談員が認める場合において、申立人が求めるときは議長にその旨を報告
- 3 (前項に該当しないとき)相談員による申立人に対して自らとるべき措置、行動等の助言

### 第7条 調査協力義務

相談員による調査については、申立人、被申立人及び調査の対象となった当該事案の関係者は協力するよう努めるものとする。

## 第8条 相談事案関係者の義務

- 1 申立人及び被申立人並びに相談員は相談に関する内容を公にしてはならないものとする。
- 2 正当な理由なく公になったときは、議長は、申立人又は被申立人に不当な不利益が生じないように必要な措置を講ずるものとする。

## 第9条 防止措置等

- 1 議長は、被申立人に対し、注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求める等の被害防止措置を講ずるものとする。この場合において、議長は、あらかじめ議会運営委員会の決定を経なければならないものとする。
- 2 議長は、被申立人が勧告に応じないときその他ハラスメント被害の継続又は再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、議会運営委員会の決定を経て、相談の内容、調査結果及び措置に関する事項の全部又は一部を公表することができるものとする。

## 第10条 市町村議会との連携

- 1 大阪府における議会関係ハラスメントを根絶するため、議長は、府内市町村議会に関するハラスメント根絶のための活動の支援、協働及び連携に努めるものとする。
- 2 議長は、府内市町村議会議員の誰もが参加できる研修を府内市町村議会と連携して実施するよう努めるものとする。
- 3 議長は、府内市町村議会における、又は府内市町村議会議員の選挙に関するハラスメントについても、議員又は当該議会から相談があった場合には、第5条の相談員に当該事案に関する調査及び必要な助言を行わせることができるものとする。
- 4 議長は、市町村議会議員から相談があったときは、当該議員の承諾の下に関係市町村議会の議長にその内容を通知するものとする。

## 第11条 取組状況の公表

議長は、実施した研修、相談の受付及び対応の状況、第3条に規定する者がそれぞれその責務を果たす上で参考とすべき事例等、本条例に基づく取組の状況を随時公表するものとする。

(施行時期)

令和5年4月1日

## 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

### (目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(以下「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

### (基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

### (政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。